

平成 27 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 27 年 9 月 25 日天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである (29 名)

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	君
7 番	君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(7 名)

3 番	川原昭雄君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
15 番	山下和弘君	18 番	森岡一正君
25 番	前田達也君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5 名)

事務局長	林泰裕	局長補佐	藤本寿
主幹	瀧本由一	主査	寺澤大介
書記	川中浩一朗		

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第51号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第6 議第52号 非農地通知書交付申請について

日程第7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成27年第9回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。秋を迎えて何かとお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございました。また、11日にはひまわりの種蒔きをしていただきまして、担当地区の委員さんには大変お世話になりました。農業委員会法が改正されまして、9月4日に公布されました。その関係で、本来ならば今日が今期の最後の総会だったわけですが、来年3月まで任期が延びますので、今後ともよろしくをお願いします。4月には新しい農業委員会法によって委員が選ばれるわけですが、農業委員会法につきましては、天草郡市協議会で県の方から講師を呼んで詳しいことを説明してもらいます。それでは、今日もよろしくをお願いします。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は7名の委員から欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員が出席しておりますので総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、2番、稲田秀敏委員、4番、川口直委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。下浦町の譲受人は神奈川県綾瀬市の譲渡人より、下浦町の畑5.65㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（川中浩一郎君） 2番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田2筆2,195㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻をされる計画です。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑1筆1,063㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

4番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田3筆24,049㎡、畑5筆1,951㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。1番について説明致します。場所は栖本トンネルの手前の国道沿いです。譲受人と譲渡人は兄妹でございます。親が亡くなられた時に子にそれぞれ相続してあったということです。特に問題ないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。2番について説明致します。場所は棚底から龍ヶ岳線に行く海岸沿いという干拓地です。譲渡人は高齢のために同地区で農業をなさっている譲受人に売買をしたいということで今回の申請がなされました。何等問題はないようなので、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。3番についてご説明致します。場所は天草市新和支所より、県道大多尾新合線を碓石方面へ約1km行ったところ。譲受人と譲渡人は親戚関係にありますけれど、20数年来譲受人が小作地として作っておられまして、現在はハウス栽培をやっておられます。売買で所有権移転の相談をしたところ、快く話がまとまりました。何等問題はないかと思えます。ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。4番について説明致します。場所は国道266号線を牛深方面へ進みますと、河浦町から富津・天草方面への信号があります。さらに牛深方面へ500m程行きますと両側に綺麗に圃場整備された平野が出てきます。今回の申請地はこの平野の中に位置しております。譲受人と譲渡人は親子であります。父親が高齢のため子に所有権を移したいとのことでした。周囲の耕作者と協力して営農するため問題はないと考えます。皆さんのご審議、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。五和町の申請人は個人住宅を建築するため、本渡町の畑176㎡を転

用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。一部転用してありますので、始末書が添付されています。以上です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、所有地に自己住宅を建築したいというものです。場所はホームセンターダイキの近くで、資料④は1ページ、2ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。一部駐車場として利用してあるため、始末書が添付してあります。給水は市水より、生活雑排水は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は住宅化が進んでおり特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。宮地岳町の申請人は牛舎及び運動場とするため、宮地岳町の畑2,328㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。4条の2番について説明致します。スクリーンと資料④の3ページと4ページをご覧ください。申請者、所在地につきましては事務局の説明のとおりです。まず場所から説明致します。宮地岳の郵便局から県道宮地岳今田線を河浦方面へ4km程走りましてところございませう。図面を見て分かるように、県道の急カーブの道に挟まれたところが申請地になります。周りは檜等の山林に囲まれたところございませう。現在そこまで行く途中に自宅があるわけございませうけれども、そこで6頭の繁殖牛を飼っておられます。周りは住宅がありますので、迷惑を掛けないよということこの申請地を選ばれました。現在後継者の方が農大を卒業されまして、繁殖農家に研修中ございませう。将来的に15頭位まで増頭したいということ。申請地は大體茶畑でございませう。

ざいまして、北側に自分の畑があるわけでございますけれど、周囲が山で皆さんに迷惑を掛けないんじゃないだろうかということでございます。給水はタンクで自宅から運んでもってくるということです。雨水・汚水につきましては東側の道路側溝へ放流されるということです。排水関係につきましては、市古木区の区長さんの同意書が添付されています。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 3番について説明します。有明町の申請人は植林をするため、有明町の畑1,440㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に植林をしておりますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。4条申請の3番を説明致します。場所につきましては、有明河内線、栖本越えと言いますけれど、そこに宮本という地区の杉林の中のみかん畑になります。周囲の杉が大きくなり、みかんの生産量がどうしても少なくなるということで、植林に転用したいということです。今後は杉を植えて管理をしていきたいということでございます。雨水の排水につきましては、自然排水ということになっております。左側はデコポンを栽培しておられますけれども、高台になっておりますので日は当たるといことです。事務局で説明があったように、植林されて2、3年経っておりますので、始末書が付いております。区長の同意もございます。ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 4番について説明します。栖本町の申請人は農家住宅及び倉庫を建設するため、栖本町の田621㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまるため許可することができるとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。

申請地は国道266号線から県道松島馬場線に入り、6kmほどのぼっていったところにあります。農家住宅及び倉庫を建築する目的で申請されます。区長からの排水同意はあります。現地確認も行い、隣接地からは一定程度の距離を置き建設するという事なので、特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎でございます。ただいまの件につきましてご質問致します。ハウスが隣にあります、このハウスの農家の方の同意は取ってあるのでしょうか、ということをお尋ねしたい。

○事務局（川中浩一朗君） 隣接者の同意を取りに行かれたようですが、良好な関係にないため同意が得られなかったという理由書が付けてあります。

○17番（川崎眞志男君） 向きはどうなりますか。ハウスのある方が東なのか北なのか。

○事務局（川中浩一朗君） 北東になります。

○17番（川崎眞志男君） 影は差さないかな。

○事務局（川中浩一朗君） 一定の距離を置いて建築するという事なので、あまり影は差さないと判断しています。

○17番（川崎眞志男君） 建物の影が差すようであれば、ちょっと問題があるのではないかなという感じがしないでもないです。自分がハウス栽培をしたことがあるんだけど、建物の影になったところは発育が悪いですね。そうした時にはできるだけひっこめるとか同意を取るとかそういった手筈が必要じゃないかなという感じがしますが。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。私は栖本の担当外ではございますが、私もスムーズに行く場所ではないような気がします。スクリーンの下側に道路があるわけですが、その道路でもちょっと色々難しい話を聞いております。ハウスの方の同意も取れていないと

いうことであれば、即許可をしていただいてもあとが厳しいことになりはしないかなという予感を持っております。以上です。

○17番（川崎眞志男君） これはちゃんと承諾を取ってもらうようにしましょう。それではないと許可はちょっと無理だと思います。

○議長（鶴田雄士君） それでは、本件につきましては図面を見るとあまり問題はないかなと思いますけれど、もう一度隣接所有者の同意を得ていただいてから審議をするようにしたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、4番の件につきましては、審議保留ということに致します。

次に5番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。千葉縣市原市の申請人は、太陽光発電施設を設置したいため、新和町の畑2筆1,123㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口直君） 4番、川口です。5番について説明致します。これは5月に農振農用地からの除外申請が出され、今回除外決定されたところです。太陽光発電に係る経済産業省の認定通知書と九州電力との契約も済まれています。申請人は千葉県に住まれておられて、土地を有効活用し雨水は排水路へ放出、周囲の農地への影響もないということで、一ヶ所農地がありますが、同意も取られ区長さんからの同意も取ってあります。それと場所は中田の港から県道碓石中田線を2km位行ったところでございます。近くは民家があります。問題ないかと思えます。よろしく審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。久玉町の申請人は、太陽光発電施設を設置したいため、久玉町の田1筆1,787㎡を転用したいというものです。資料③の農地法

許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○10番（江良邦勝） 10番、江良です。6番について説明致します。ただいま事務局より説明のとおりでございますが、申請地は旧県道の魚貫線に少し入ったところですが、正光寺というお寺も近くにございます。日照につきましては、朝日も当たり夕方まで長く当たる場所と見てきました。周辺の田も休耕中で影響が少ないと思われました。ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。河浦町の申請人は、植林を行いたため、河浦町の田3筆2,727㎡、畑2筆1,238㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番、武内です。7番について説明致します。まず、申請地の場所でございますが、河浦に頭岳という山がございます。その中腹に位置する山の中にある田と畑になります。これまで草払い等を行い一生懸命管理して比較的きれいにされておられました。ところが用水がありませんし、猪の被害をどうしても止めきらんということで農地として管理しきれないそうです。植林をし、山林として管理していきたいという狙いで申請されておられます。周囲も山林でありますし、雨水の排水についても区長の同意も添えてあります。何等支障はないと思いますが、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。今釜新町の譲受人は個人住宅を建築するため、小松原町の譲渡人から今釜新町の畑357㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所は天草総合庁舎の東側です。資料④は15、16ページです。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。草等管理してあります。隣接同意書は添付してあります。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は住宅で特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。船之尾町の借受人は個人住宅を建築するため、栢宇土町の貸渡人から本渡町の畑822㎡のうち491.02㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、使用貸借契約により借り受け自己住宅を建築したいというものです。場所は茂

木根にある松風園の近くです。資料④の 17、18 ページです。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。隣接同意書も添付してあります。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周辺は住宅化が進んでおり、特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3 番について説明します。熊本市東区の借受人は太陽光発電施設を設置するため、下浦町の貸渡人から下浦町の田 1,854 m²を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28 番（松岡健吾君） 28 番、松岡です。3 番について説明致します。場所は本渡東中学校付近の国道近くにあります。既設水路は本渡東中学校を作る時に、田が沢山あるから排水等は田に流さないようにということで、学校用地の排水は全部既設水路を通して海に流れるようになっていきます。田に太陽光パネルを付けるということですけれど、太陽光つけられる方が熊本市内に 7ヶ所太陽光発電施設を展開しており、現在太陽光発電事業が好調で軌道に乗ってきたため、新たに天草の地で太陽光発電事業を展開したいそうです。現場も見に行きましたけれど、川を作っているため地形も変形し、トラクターも入れられるような条件ではございません。区長の同意書も取っておりますし、九電との契約も済ませてあります。色々の書類もあります。地主も 80 歳を超え、後継ぎもないということでした。手前にも太陽光発電施設が 1ha 位されているところでもあります。ここも太陽光発電施設になると太陽光パネルの団地になるような感じです。書類上は問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。
次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。大阪市の借受人は、太陽光発電施設を設置したいため、五和町の貸渡人12名から、五和町の畑21筆8,755㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。申請地は、城河原の中央から西へ約1.5キロ行ったところに位置します。借受人は、太陽光発電施設を設置する目的で、所有者12名から畑21筆を借り受け、約9,000㎡の畑に2,000枚の太陽光パネルを設置する計画です。区長からの排水同意、隣接者の同意、経済産業省の認定通知等も添えられており、特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。資料④の21ページ、この図面の真ん中にポツンと白くなっているところは何ですか。

○事務局（瀧本由一君） その部分につきましては、当初は白い部分も含めて転用申請を行いたいということでしたが、相続登記が間に合わず転用申請ができないということで、計画から除外して申請されたということでございます。

○29番（小堀田幸一君） 後々は申請があがるということですか。

○事務局（瀧本由一君） そうですね。将来申請の可能性がないとは言えないということで伺っております。

○29番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 5番について説明します。有明町の譲受人は駐車場を建設するため、有明町の譲渡人から有明町の畑117㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、すでに駐車場となっておりますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。5番について説明申し上げます。ただいま事務局より説明のあったとおりでございます。資料④の23、24ページでございます。場所ですが有明町大島子の交差点付近です。前方のスクリーンをご覧ください。先月の5条申請で承認をしていただいたすぐ隣でございます。手前が申請地の畑です。117㎡を譲受人が約20年前から借り受けていた申請地を今回売買により取得して、自動車4台の駐車場として転用したいというものです。雨水は国道の側溝へ流すそうです。区長の排水同意もいただいております。既に駐車場として利用してあるため、今後二度とこういうことをしないと始末書が添付されております。何も問題ないかと思いますが、ご審議方よろしくお願致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 6番について説明します。倉岳町の譲受人は店舗及び駐車場を建設するため、倉岳町の譲渡人から倉岳町の田23㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、すでに駐車場となっておりますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。6番について説明致します。資料④は25、26ページです。場所は倉岳町棚底の国道266号線沿いで、この土地は平成11年に譲受人の父が借り受けて魚屋と食堂を営んでおります。そこで23㎡というのは、転用なされていなかった

ということ今年7月に発覚して今回申請になりました。区長の同意書もあり、始末書も出て本人も申し訳ないということでございましたので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 7番について説明します。栖本町の譲受人は個人住宅を建設するため、栖本町の譲渡人から栖本町の畑330㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。

申請地は栖本町のコメリ付近で、個人住宅を建築する目的で申請されます。区長からの排水同意と隣接者の同意も添付されており、特に問題はないと思われまのでご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。千葉県市原市の譲受人は、太陽光発電施設を設置したいため、宇城市の譲渡人から、新和町の田2筆427㎡、畑1筆213㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。なお、発電施設の設置は、農地法第4条の5番と一体的に行われます。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2

種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口直君） 4番、川口です。5条の8番について説明致します。4条の5番と全く場所は同じところで隣同士になります。ここも5月に農振農用地からの除外申請を出されております。譲渡人が宇城市松橋に住んでいて、中田の方には帰ってこないということと、隣接地に太陽光発電施設を設置する予定で、申請地も一緒に設置したいため譲ってくれという話で今回申請されました。隣接地の同意書ももらっており、なんら問題ないと思います。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 9番について説明します。上益城郡御船町の借受人は、太陽光発電施設を設置したいため、天草町の貸渡人から、天草町の田2筆749㎡の内、支柱部分の7㎡を使用貸借権により借り受け、転用したいというものです。太陽光発電施設・パネルの下部では、家畜の飼料となるソルゴーを栽培されており、今後も同種を栽培、営農を継続されます。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農振農用地区域となっておりますが、営農型の太陽光発電施設で、3年間の一時転用であるため許可できることとなっております。なお、3年後、再度、一時転用の許可を受ける必要があります。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。9番について説明致します。今事務局から説明がありましたとおり、この土地は農振農用地になります。借受人が最初農振農用地からの除外を申し出たところ、他地目に2面が面していないと除外はできないと言われたため、営農型の太陽光施設にする転用申請になったそうです。現在申請地にはご覧のとおり、ソルゴーが作られています。太陽光施設の高さを高くして、その下にソルゴーを作られるそうです。なんら問題ないかと思えます。また、3年後に申請があると思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 10番について説明します。天草町の譲受人は、植林を行いたため、福岡県行橋市の譲渡人から、天草町の畑1筆188㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。10番について説明致します。譲渡人は福岡に住まわれておられて、脳梗塞になり体が不自由ということです。帰ってきてこの畑を管理することができないということです。今まで隣の方が管理をされておりました。でするので、その方をお願いしたところ、植林をして管理したいということで、話がまとまったようです。なんら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第51号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第51号について説明します。資料②の7ページからご説明致します。所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が9件、再設定の計画が13件、転賃の計画が2件、合計で26件、総面積は81,721㎡となっております。なお、7ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、1番については、田1筆2,130㎡、畑3筆1,261㎡を売買により取得される予定です。1番の譲受人（あっせん候補者）で

すが五和町で「果樹」経営を行なっている認定農家です。本市の「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地で、水稻、野菜を栽培される計画です。

2番については、農業経営基盤強化促進事業により、熊本県農業公社から新和町の田1筆11,450㎡を売買により取得したいというものです。

また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転貸分が2件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、12ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転2件、利用権設定24件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第52号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第52号について説明します。資料②の13ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、本渡町3件、五和町1件、総面積は1,842㎡となっております。当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、14ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、スクリーンに映しますので、ご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②13ページの、1番、2番、本渡町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②13ページの、3番、本渡町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②13ページの、4番、五和町の申請地です。

以上です。

○議長（鶴田雄士君） 今まで説明がございましたが、説明資料の現況地目のおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1番から4番は山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程7、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、資料②の15ページに記載しております。農地利用・形状変更届が本渡町1件、盛り土、切り土をして形状変更したいというものでした。第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 先程保留に致しました第4条の4番の件につきまして、今年の5月に農振農用地からの除外で一度審議されまして、転用見込みありと回答しております。ということで、来月隣接者から同意が取れないとなった場合どうするのかを再度ご審議いただきたいと思います。だからもう一度詳しい説明を事務局からさせますので、来月審議の際までに申請者になにを提出していただくかを考えていただきたい。

○事務局（川中浩一郎君） まず、同意書が取れなかった理由書を読ませていただきます。隣接する農地、地目田にハウス施設が建設してあるが、1.5m程段上がりになっており、また境界より2m離して平屋の住宅の建築を計画しており、影響はないと考えるが隣接所有者と昔から良好な関係にないため同意が得られなかった。という理由書を付けてもらっています。

○29番（小堀田幸一君） 家を建てて支障が出た時に、仲の悪ければ、訴訟問題になる。なんで農業委員会は通したのか、なんで許可したのかと言われると思う。日照権が出てくるのではないか。

○14番（福本富人君） 家を建てたために、ハウス内が影になるかどうか問題ですたいね。そこをみて農業委員会が許可するかせんかということになるですたいね。もう一度調べてから、ちゃんと現場をあなた方職員が見て、問題ないじゃないかと、それで許可したとあなた達が言いければ問題なかつじゃないか。はっきりそう言いければ。

○36番（梅田良二君） それは、事務局では言いきらんもん。農業委員会で決めることだけん。それを事務局に任せるてあるもんか。

○14番（福本富人君） なにをいいよつとかな。

- 36 番（梅田良二君） 農業委員会で決めれば、事務局はできんと。
- 事務局（寺澤大介君） すみません。ちょっと前のホワイトボードにハウスと住宅の立面図、位置関係を示しております。ここが2m離れていて、さらにハウスがあるところまで直線距離ですが2.7m。ですので4.7m離れているということになります。申請地からハウスがあるところまでの高低差は1.4mあるという図面も提出してあります。今の状態でハウスに影が差すだろうという判断ということでもよろしいんですね。
- 29 番（小堀田幸一君） 家屋調査の人が日照を計算すれば分かっちゃけんが、その図面を出してもらえばよか。
- 事務局（寺澤大介君） 土地家屋調査士さんにその図面を出してもらうように、農業委員会の意見として説明すればいいのですね。
- 29 番（小堀田幸一君） だけんが、日の角度で、家の向きで日が当らんとか計算しきるけんが、その方に頼めばよか。証明書を出してもらえばよか。
- 38 番（本田実君） 結局、農業委員会は農地を守るための機関やろけん、家建てるための機関やかけん、ハウスを守るということの中で考えていけば、
- 29 番（小堀田幸一君） 言わすように、ハウスば守らなんけんが、日照の計算があるけんが、それを添付してもらえばよか。ハウスには当たらんよ、絶対って。
- 事務局（寺澤大介君） 日照の計算を土地家屋調査士さんにしてもらって、それを提出してもらわないと、営農に支障があるか判断できないということを申請者にお伝えするということでもよろしかったですか。先程の審議結果のままですと、同意をもらってもらうことが審査条件でしたので、
- 29 番（小堀田幸一君） 同意がもらわれんとやっけん。大体同意書はいらんとやろけん。
- 事務局（寺澤大介君） 隣接所有者の同意書は法定書類ではないので、必ずしも添付しなければ許可できないとは言えないところではあります。が、今回は営農に支障があるのではと、
- 20 番（橋本正寛君） 図面で見れば、横の道は誰の道なんや。下の道。
- 事務局（寺澤大介君） おそらく農道、里道と思われませんが、今誰の所有かというのは分かりません。県か市か。
- 議長（鶴田雄士君） それでは、小堀田委員から提案されました土地家屋調査士にお願いしていただきまして、日照時間を計算して提出していただくということで来月審議をするということでもよろしいでしょうか。
- 12 番（山本友保君） 道路の名義も誰になっているかも調査しておいて下さい。
- 事務局（寺澤大介君） 次回までに調べておきます。申請時には個人の道かどうかを調べ

ており、問題ないかを審査しておりますので、今回通行の同意が添付してないので個人の道ではないと思いますが、正確な回答は次回致します。

○議長（鶴田雄士君）　そういうことで、よろしいでしょうか。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成27年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

午後3時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会　長　鶴田雄士

署名委員　稲田秀敏

署名委員　川口直

